



熊本県公報

第12958号
令和2年(2020年)
9月8日(火)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示	
○漁船保険付保義務の消滅(川口加入区).....	(団体支援課) 1
○保安林の指定に関する予定.....	(森林保全課) 1
○道路の区域変更.....	(道路保全課) 2
公 告	
○土地改良区の役員の選任等.....	(農村計画課) 2
○土地改良区の役員の選任等.....	(") 3
○県営土地改良事業の工事完了.....	(") 3
○県営土地改良事業の工事完了.....	(") 3
○農用地利用配分計画の認可.....	(農地・担い手支援課) 4
○農用地利用配分計画の認可.....	(") 4
○公共測量の終了.....	(監理課) 4
登 載 依 頼	
○熊本県警察生体認証システム構築業務委託及び生体認証機器 購入に係る一般競争入札参加資格等.....	(警察本部情報管理課) 5
○熊本県警察生体認証システム構築業務委託及び生体認証機器 購入に係る一般競争入札の実施.....	(") 5
○交通流監視テレビシステム装置の保守を含む賃貸借...	(警察本部交通規制課) 9
○令和2年度(2020年度)第1回熊本県行政文書等管理委 員会の開催.....	(行政文書等管理委員会) 10
正 誤	
○令和2年(2020年)8月14日熊本県告示第651号(保 安林の指定に関する予定)中.....	(森林保全課) 10

告 示

熊本県告示第701号

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第113条の2第1項第1号の規定により平成28年(2016年)9月6日熊本県告示第791号で公示した川口加入区の指定漁船を普通損害保険に付すべき義務が令和2年(2020年)9月5日限り消滅したため、同条第2項の規定により公示する。
令和2年(2020年)9月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県告示第702号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。
令和2年(2020年)9月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県上益城郡益城町大字上陳字新道1227番から1229番まで、1315番3、1316番1、1316番2
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字新道1227番から1229番まで・1315番3・1316番1・1316番2(以上6筆については次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産

部森林局森林保全課及び熊本県県央広域本部上益城地域振興局並びに益城町役場に備え置いて縦覧に供する。))

熊本県告示第703号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和2年（2020年）9月8日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和2年（2020年）9月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般国道	324号	天草市志柿町野添 3167番1地先から 同所 3136番3地先まで	前	15.1 ～ 16.2	102.0	単橋補
			後	15.1 ～ 16.2	102.0	
				8.0 ～ 8.0	102.0	

2 区域を変更する期日 令和2年（2020年）9月8日

公 告

熊本県公告第537号

八代郡氷川町に事務所を置く氷川土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により公告する。

令和2年（2020年）9月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

役職名	氏 名	住 所
退任		
理事	藤本 一臣	八代郡氷川町高塚935番地
理事	山本 彰	八代郡氷川町島地80番地
理事	前村 正良	八代郡氷川町鹿島116番地
理事	島田 重美	八代郡氷川町鹿島816番地3
理事	栗原 憲昭	八代郡氷川町鹿野96番地2
理事	小島 康彦	八代郡氷川町鹿野107番地
理事	永田 敬介	八代郡氷川町網道783番地3
理事	陳野 浩明	八代郡氷川町鹿野1763番地9
理事	陳野 敏昭	八代郡氷川町網道969番地9
理事	中川 國治	八代郡氷川町若洲91番地
理事	鎌田 健志	宇城市小川町不知火21番地
理事	本岩 正	八代郡氷川町野津1107番地
理事	渕本 敏範	八代郡氷川町野津4537番地
理事	前田 英一	八代郡氷川町野津3041番地2
理事	森田 敏明	八代郡氷川町高塚770番地
理事	福島 一也	八代郡氷川町新田50番地
理事	野中 貴史	八代郡氷川町大野2202番地
理事	上村 輝明	八代郡氷川町椿23番地1
理事	杉山 誠也	八代郡氷川町今323番地
理事	橋本 淳一	八代郡氷川町宮原46番地
理事	木本 猛	八代郡氷川町中島317番地

監事	緒方 則貞	八代郡氷川町島地1300番地
監事	白丸 謙次	八代郡氷川町野津4041番地
監事	田中 浩伸	八代郡氷川町有佐411番地1
就任		
理事	藤本 一臣	八代郡氷川町高塚935番地
理事	山田 恭裕	八代郡氷川町島地1276番地
理事	油谷 秀一	八代郡氷川町鹿島1170番地
理事	境 良一	八代郡氷川町鹿島317番地
理事	俵 浩二	八代郡氷川町鹿野618番地
理事	河野 正一	八代郡氷川町鹿野113番地
理事	永田 裕二	八代郡氷川町網道292番地1
理事	押方 良隆	八代郡氷川町網道1517番地
理事	宮崎 修	八代郡氷川町網道1427番地
理事	陳野 和敏	八代郡氷川町網道867番地20
理事	土山 二二生	八代郡氷川町若洲27番地
理事	清水 金次	八代郡氷川町若洲101番地
理事	前田 正裕	八代郡氷川町高塚602番地
理事	坂井 政明	八代郡氷川町大野581番地
理事	吉村 正光	八代郡氷川町高塚1943番地
理事	埋田 雄一郎	八代郡氷川町野津596番地
理事	松田 和幸	八代郡氷川町野津4174番地
理事	木村 和浩	八代郡氷川町野津2502番地
理事	木村 慶治	八代郡氷川町早尾168番地
理事	木村 国博	八代郡氷川町今132番地
理事	上村 淳一	八代郡氷川町有佐84番地
理事	木本 孝一	八代郡氷川町中島220番地
監事	宇田 義生	八代郡氷川町島地31番地
監事	木野 武盛	八代郡氷川町高塚440番地
監事	林田 雄二	八代郡氷川町宮原64番地

熊本県公告第538号

球磨郡錦町に事務所を置く川辺川総合土地改良区の役員が次のとおり退任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により公告する。

令和2年（2020年）9月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

役職名	氏 名	住 所
退任 理事	徳田 正臣	球磨郡相良村大字柳瀬50番地

熊本県公告第539号

次に掲げる土地改良事業に伴う工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定に基づきこの旨を公告する。

令和2年（2020年）9月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業名	地区名	工事着手年月日	工事完了年月日	事業主体
農用地の保全	蓑谷地区	平成28年（2016年）4月1日	令和2年（2020年）3月17日	熊本県

熊本県公告第540号

次に掲げる土地改良事業に伴う工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定に基づきこの旨を公告する。

令和2年（2020年）9月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業名	地区名	工事着手年月日	工事完了年月日	事業主体
農業用排水施設	仁原地区	平成28年(2016年)4月1日	令和2年(2020年)2月28日	熊本県

熊本県公告第541号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第7項の規定により公告する。

令和2年（2020年）9月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
森川 壽一	下益城郡美里町大井早	下益城郡美里町大井早字山口1013番ほか9筆
大庫 今朝則	上益城郡山都町仮屋	上益城郡山都町米生字開田2番2ほか3筆
西山 幸司	上益城郡山都町長田	上益城郡山都町長田字上三ツ枝626番
農事組合法人夢楽豊	上益城郡山都町長田	上益城郡山都町長田字上三ツ枝733番ほか21筆
農事組合法人ASO的石	阿蘇市的石	阿蘇市的石字竹ノ下1026番ほか3筆
農事組合法人ASO的石	阿蘇市的石	阿蘇市的石字前田1100番3ほか4筆
農事組合法人阿蘇くろかわ	阿蘇市黒川	阿蘇市黒川字東村上1336番ほか1筆
農事組合法人阿蘇くろかわ	阿蘇市黒川	阿蘇市黒川字上黒戸川287番1ほか12筆
森 哲博	阿蘇市黒川	阿蘇市黒川字前田82番
農事組合法人あそ黒千807	阿蘇市黒川	阿蘇市黒川字千丁無田807番283ほか3筆
清田 雄一郎	阿蘇市黒川	阿蘇市黒川字千丁無田807番681
農事組合法人碧水	阿蘇市蔵原	阿蘇市蔵原字東濱506番ほか178筆
藤尾 斉	阿蘇郡南阿蘇村下野	阿蘇郡南阿蘇村大字下野字御狩場521番ほか1筆

2 認可年月日

令和2年（2020年）9月1日

熊本県公告第542号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第7項の規定により公告する。

令和2年（2020年）9月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
奥田 智博	菊池市袈裟尾	菊池市袈裟尾字松山原345番
高島 一久	合志市野々島	合志市野々島字辨天前2929番ほか1筆

2 認可年月日

令和2年（2020年）9月1日

熊本県公告第543号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により熊本市長から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。
 令和2（2020）年 9月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
公共測量（2級基準点測量）	令和2年（2020年） 6月1日から 令和2年（2020年） 7月31日まで	熊本市北区高平2丁目

登載依頼

熊本県警察本部告示第7号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。
 令和2年（2020年）9月8日

熊本県警察本部長 岸 田 憲 夫

- 1 競争入札に付する事項
 熊本県警察生体認証システム構築業務委託及び生体認証機器購入
- 2 入札参加資格
 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「委託」に登録されている者であること。
 なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に定めるところにより、要綱による審査（以下「資格審査」という。）を受け、入札参加資格を得ること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
 - (1) 申請の方法
 2の入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める競争入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、(2)の場所に持参又は郵送により提出すること。
 - (2) 競争入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先
 熊本県出納局管理調達課管理班
 郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
 電話番号 096-333-2581
 - (3) 競争入札参加資格審査申請書の受付期間
 公告の日から令和2年（2020年）9月24日（木）午後5時までとする。ただし、受付期間終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
 - (4) 競争入札参加資格審査結果の通知
 資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
 - (5) 入札参加資格の有効期間
 入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から令和5年（2023年）3月31日までとする。
 - (6) 有効期間の更新手続
 (5)の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく競争入札参加資格審査申請の受付を令和4年（2022年）10月1日から令和4年（2022年）11月30日（熊本県の休日を含め定める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日を除く。）まで行う。

熊本県警察本部公告第89号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により次のとおり公告する。
 令和2年（2020年）9月8日

熊本県警察本部長 岸 田 憲 夫

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 業務の名称
 熊本県警察生体認証システム構築業務委託及び生体認証機器購入
 - (2) 業務に係る発注・契約担当部局
 熊本県警察本部警務部情報管理課システム運用係（熊本県庁警察棟4階）
 郵便番号 862-8610 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

- (6) 次に掲げる事項のいずれにも該当しない者であること。
 ア 役員等に暴力団員等があるとき、又は暴力団に密接関係者であるとき。
 イ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
 ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、積極的に暴力団の維持又は運営に協力し又は関与しているとき。
 エ 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団員等を利用するなどしているとき。
 オ 役員等が、暴力団員等であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
 ※ 暴力団、暴力団員、暴力団員等及び暴力団密接関係者とは、熊本県暴力団排除条例（平成22年熊本県条例第52号）第2条に規定するものをいう。
 ※ 役員等とは、個人である場合はその役員又は契約事務の権限を委任されている若しくは本業務に従事する予定の支店長、営業所その他の者をいう。
 ※ 「暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係」とは、暴力団員等が参加する会合等に出席すること、会合等に暴力団員等を招待すること、又は、暴力団員等との会食、遊技等の交遊が継続的に行われている場合をいう。

3 入札参加のための確認申請

- (1) 提出書類
 この入札に参加を希望する者は、2(2)から(6)までに定める条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、次に掲げる書類を提出すること。
 ア 競争入札参加資格確認申請書
 イ 役員等一覧
 ウ 機能等証明書技術審査結果通知書
- (2) 提出方法
 電子入札システムにより入札する場合は、(1)アからウまでに掲げる書類をPDF形式で1つのファイルに集約の上、電子入札システムにより提出すること。ただし、(1)アに掲げる書類に添付する(1)イ及びウの書類の電子データの容量が3メガバイトを超えない等1つのファイルに集約できない場合は、(1)イ及びウに掲げる書類の(1)アに掲げる書類に添付して電子入札システムにより提出し、(1)イ及びウに掲げる書類は、(3)の提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。なお、入札及び熊本県との契約締結権限のない者のICカードを使用して提出された競争入札参加資格確認申請は無効とする。また、紙入札により入札する場合は、(1)アからウまでに掲げる書類を(3)の提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。
- (3) 提出期間
 公告の日から令和2年（2020年）10月9日（金）午後5時まで
- (4) 提出先
 1(3)の入札担当部局
- (5) 確認結果の通知
 電子入札システムでの提出があった場合は電子入札システムにより、書面での提出があった場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。

4 入札手続等

- (1) 入札仕様等に対する質問の受付期間
 1(2)の発注・契約担当部局において公告の日から令和2年（2020年）10月9日（金）午後5時まで受け付ける。
- (2) 仕様書及び入札に関する質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式及び入札説明書の取得
 入札情報公開サービスシステム及び1(2)の発注・契約担当部局において公告の日から令和2年（2020年）10月20日（火）まで行う。
- (3) 入札の方法
 ア 電子入札システムによる入札の方法
 電子入札システムによる入札参加資格確認結果の通知を受けた日から令和2年（2020年）10月19日（月）午後5時までに電子入札システムにより入札すること。
 イ 紙入札による入札の方法
 (ア) 日時 令和2年（2020年）10月20日（火）午前10時
 (イ) 場所 1(3)の入札担当部局
 (ウ) 入札書の提出方法
 くじ番号を記載した入札書（代理人が入札するときは、くじ番号を記載した入札書及び委任状）を(ア)の日時に(イ)の場所へ持参し、提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、令和2年（2020年）10月19日（月）（必着）までに1(3)の入札担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付においても、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」と朱書するとともに、中封筒の表に1(1)の業務の名称及び開札日時を朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」と朱書した上で、1(1)の業務の名称を朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。

- (4) 開札の方法及び日時
開札は、電子入札システムにおいて(3)イ(7)の日時に行う。ただし、紙入札による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い（郵送により入札書を提出した場合等これらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に關係のない熊本県の職員）の下に(3)イ(4)の場所で開札を行うものとする。
- (5) 入札の回数、再入札の日時等
入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は、開札時刻の1時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札通知書に掲げる日時までには再入札を行うこと。及び書面により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。
- (6) 入札の無効
次のアからオまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。また、落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。
ア 熊本県競争契約入札心得第8条各号（第3号を除く。）のいずれかに該当する入札
イ 錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札
ウ 電子入札システムによる入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札
エ 電子入札システムによる入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して行った入札
オ 紙入札による入札において入札書にくじ番号の記入がない入札
- (7) 入札金額の錯誤
入札参加者は、入札参加者が行った入札において、明らかに次のア及びイのいずれかに該当する入札であることが判明した場合は、直ちにその旨を1(3)の入札担当部局に申し出るとともに入札金額錯誤届を提出すること。ただし、当該申出及び入札金額錯誤届の提出は4(3)アの電子入札システムによる入札期間内とする。
1(3)の入札担当部局は申出及び入札金額錯誤届の提出を行った者から、内容について事情聴取を行い、次のア及びイのいずれかに該当すると認められる場合は、当該入札を無効とすることができる。
ア 入札金額の総額と単価の取り違い
イ 入札金額の単位の誤り
- (8) 入札の中止等
入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
- (9) 落札者の決定方法
開札後、熊本県会計規則（昭和60年熊本県規則第11号）第89条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行った者を落札者とす。この場合において、落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。
- (10) 入札保証金の免除について
- 5 契約について
- (1) 契約書の作成の要否
要
- (2) 契約の締結期限
落札者の決定の日から起算して10日（熊本県の休日を定める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日
- (3) 落札者からの契約締結の申出期限
落札者の決定の日から起算して5日（熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日
- (4) 契約保証金
契約をしようとする者は、次のア及びイのとおり、熊本県会計規則第77条第1項の規定により、契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、同条第2項各号に規定する担保の提供をもって代えることができ、同規則第78条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。
ア 納付期限 (3)の申出期限
イ 提出場所 1(2)の発注・契約担当部局
- 6 その他
- (1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

7 問合せ

(1) 問合せ先

ア 入札の業務内容全般（仕様書、確認申請等）に関すること。

熊本県警察本部警務部情報管理課システム運用係

電話番号 096-381-0110（内線2446）

ファックス番号 096-381-2048

イ 競争入札参加資格審査申請及び入札手続（紙入札移行承認等）に関すること。

熊本県出納局管理調達課管理班

電話番号 096-333-2581

ファックス番号 096-381-9010

ウ 電子入札システムの操作方法に関すること。

くまもと県市町村電子入札コールセンター

電話番号 096-373-2032

ファックス番号 096-370-5455

(2) 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで（熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日を除く。）

8 Summary

(1) Name and Content of Consignment:

Consignment of construction the Biocertification System of Kumamoto Prefectural Police and Purchase of Biometric Authentication

(2) Date and Place for tender

Date: October 20 2020 10:00am

Place: Kumamoto Prefectural Government Treasury Bureau,
Management and Purchasing Division

(2nd floor of Prefectural Government Main Building)

(3) Name of Department in Charge of Bidding Contract

Kumamoto Prefectural Police Headquarters Police Administration Department,
Information Management division

6-18-1 Suizenji, Chuo ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture

862-8610, Japan

Tel. 096-381-0110 (2446)

(4) Other

Language: Japanese

Currency: Japanese Yen

熊本県警察本部告示第8号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

令和2年（2020年）9月8日

熊本県警察本部長 岸 田 憲 夫

1 競争入札に付する事項

交通流監視テレビシステム装置の保守を含む賃貸借

2 入札参加資格

物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「委託」に登録されている者であること。なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に定めるところにより、要綱による審査（以下「資格審査」という。）を受け、入札参加資格を得ること。

3 入札参加資格を得るための申請方法等

(1) 申請の方法

2の入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める競争入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し(2)の場所に持参又は郵送により提出すること。

(2) 競争入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先

熊本県出納局管理調達課管理班

郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

電話番号 096-333-2581

(3) 競争入札参加資格審査申請書の受付期間

公告の日から令和2年（2020年）10月1日（木）午後5時までとする。

ただし、受付期間終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。

(4) 競争入札参加資格審査結果の通知

資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。

(5) 入札参加資格の有効期間

- 入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から令和5年（2023年）3月31日までとする。
- (6) 有効期間の更新手続
 (5)の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく競争入札参加資格審査申請の受付を令和4年（2022年）10月1日から令和4年（2022年）11月30日（熊本県の休日を定める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日を除く。）まで行う。

熊本県行政文書等管理委員会公告第1号

令和2年度（2020年度）第1回熊本県行政文書等管理委員会を次のとおり開催する。
令和2年（2020年）9月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開催日時
令和2年（2020年）9月9日（水）
午後1時30分から（1時間30分程度）
- 2 開催場所
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県庁行政棟本館5階 審議会室
- 3 議題
 - (1) 行政文書の廃棄に関する意見聴取について
 - (2) 熊本県行政文書管理規程等の一部改正について（報告） 等
- 4 傍聴者の定員
5人
- 5 傍聴手続
 - (1) 傍聴希望者は、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
 - (2) 会議の傍聴の受付は、会議の開催予定時刻の30分前から行い、傍聴者の定員を満了した時点又は会議開催予定時刻になった時点で終了する。
 - (3) 傍聴者の決定は、受付先着順とする。ただし、受付開始時点ですでに定員を超える希望者があった場合は、抽選により傍聴者を決定する。
- 6 問い合わせ先
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県総務部総務私学局県政情報文書課（電話096-333-2061）

正 誤

令和2年（2020年）8月14日熊本県告示第651号（保安林の指定に関する予定）中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	行	正	誤
5	10	<p>ア 次の森林については、主伐は、択伐による。</p> <p> 字官頭3124番（次の図に示す部分に限る。）</p> <p>イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。</p> <p>ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。</p>	<p>ア 主伐に係る伐採種は、定めない。</p> <p>イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。</p>